平成２２年（フ）第５２号
京都府福知山市夕陽が丘98―３　ツインシオミ101号室、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市大江町夏間163番地の50
破産者　城戸　正寛
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
山口県下関市上田中町３丁目１番１―903号オークランド上田中
破産者　藤原　友幸
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
長崎県長崎市平山町1016番地３、旧住所長崎県長崎市末石町370番地４
破産者　岩﨑　啓二
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
長崎県長崎市万屋町６番40―1301号
破産者　本田三枝子
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷570番地３
破産者　亀山　佳孝
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第２３号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷570番地３
破産者　亀山　文江
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２０年（フ）第１６号
大分県佐伯市大字狩生788番地、住民票上の住所大分県佐伯市池船町18番18号
破産者　野々下裕子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
大分県佐伯市鶴見大字吹浦461番地　吹浦浜団地204号室
破産者　田島　澄男
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3264番地４
破産者　田代　洋平
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６３３号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ３丁目６番21号
破産者　田中　博文
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９５号
名古屋市千種区山門町１丁目12番地の７　メゾン千種５Ｄ
破産者　榊原　克幸
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３４号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―401号
破産者　京岡　純子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９１号
神戸市長田区二番町３丁目１番地　市住１―503号、住民票上の住所神戸市長田区長田天神町２丁目１番３―502号
破産者　三木　　茂
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１３号
札幌市清田区清田２条２丁目６番10―101号、開始決定時の住所札幌市清田区北野５条４丁目１番５―104号
破産者　今野　敏也
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６１号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目16番14号
破産者　大高富士子
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２号
茨城県取手市戸頭６丁目32番６―106号
破産者　本山　健男
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
埼玉県草加市氷川町135番地５　葵荘203号、旧住所埼玉県草加市高砂１丁目８番17―301号
破産者　玄　　政弘
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係